

## 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例及び施行規則（改正後）

条例	規則
<p>三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第六条）</p> <p>第二章 産業廃棄物の適正な処理の確保</p> <p>    第一節 事業者等の義務（第七条—第十四条）</p> <p>    第二節 土地所有者等の義務（第十五条—第十八条）</p> <p>    第三節 産業廃棄物の処理施設の設置等に関する環境配慮（第十九条—第三十四条）</p> <p>    第四節 産業廃棄物の処理状況等の透明化（第三十五条・第三十六条）</p> <p>第三章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理（第三十七条—第三十九条）</p> <p>第四章 雑則（第四十条—第四十二条）</p> <p>第五章 罰則（第四十三条—第四十六条）</p> <p>附則</p>	<p>三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例施行規則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第二条の四）</p> <p>第二章 産業廃棄物の適正な処理の確保</p> <p>    第一節 事業者等の義務（第三条—第十四条）</p> <p>    第二節 産業廃棄物の処理施設の設置等に関する環境配慮（第十五条—第二十八条）</p> <p>    第三節 産業廃棄物の処理状況等の透明化（第二十九条—第三十一条）</p> <p>第三章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理（第三十二条）</p> <p>第四章 雑則（第三十三条・第三十四条）</p> <p>附則</p>
<p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、三重県環境基本条例（平成七年三重県条例第三号）の理念にのっとり、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する措置その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって県民の現在及び将来の生活環境の保全に資することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号。以下「特別措置法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 産業廃棄物処理業者 法第十四条第一項若しくは第六項又は法第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けた者をいう。</p> <p>二 土地所有者等 県内の土地を所有し、占有し、又は管理するものをいう。</p> <p>三 工場等 産業廃棄物を生じる工場又は事業場をいう。</p> <p>四 解体作業現場等 工作物の解体、改築又は新築に伴い産業廃棄物を生じる作業現場をいう。</p> <p>五 不適正な処理 法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同条第二項に規定する産業廃棄物保管基準又は法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準若しくは同条第二項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準に適合しない処理をいう。</p> <p>六 不適正な処分 法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準又は法第十二条の二第一項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処分をいう。</p> <p>七 産業廃棄物の処理施設 次のいずれかに該当するものをいう。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この規則は、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成二十年三重県条例第四十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（用語）</p> <p>第二条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</p>

イ 法第十四条第一項及び法第十四条の四第一項の規定による許可を受けようとする者及び受けた者が、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うための産業廃棄物の積替え又は保管の用に供する施設又は場所

ロ 法第十四条第六項及び法第十四条の四第六項の規定による許可を受けようとする者及び受けた者が、産業廃棄物の処分を業として行うために設置する産業廃棄物の処分の用に供する施設

八 関係地域 産業廃棄物の処理施設の設置又は規則で定める変更（以下「設置等」という。）により生活環境に影響が生じるおそれがある地域として規則で定める地域をいう。

第二条の二 条例第二条第二項第八号の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

- 一 産業廃棄物の処理施設の処理能力に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が十パーセント以上増大するもの
- 二 産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に係る変更であって、当該変更に伴い生活環境への負荷を増大させることとなるもの
- 三 産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類の変更（単に種類を減ずる場合を除く。）
- 四 産業廃棄物の処理施設の用途の変更であって、事業者がその事業活動に伴い生じる産業廃棄物を自ら処理するための処理施設を、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うために使用することとするもの

第二条の三 条例第二条第二項第八号の規則で定める地域は、次の表の上欄に掲げる産業廃棄物の処理施設の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める範囲の地域とする。

産業廃棄物の処理施設	範囲
一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第七条第十四号イに規定する場所	事業計画地の敷地境界からおおむね千メートル以内
二 令第七条第十四号ロに規定する場所であって、その面積が三千平方メートル以上のもの	
三 令第七条第十四号ハに規定する場所であって、その面積が千平方メートル以上のもの	
四 令第七条第十四号ロに規定する場所であって、第二号に掲げるもの以外のもの	事業計画地の敷地境界からおおむね五百メートル以内
五 令第七条第十四号ハに規定する場所であって、第三号に掲げるもの以外のもの	
六 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設であって、一日当たりの処理能力が百トンを超えるもの	事業計画地の敷地境界からおおむね千メートル以内
七 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設であって、前号に掲げるもの以外のもの	事業計画地の敷地境界からおおむね八百メートル以内
八 次のいずれかに該当する焼却施設（前二号に掲げる施設を除く。） イ 汚泥（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフ	事業計画地の敷地境界からおおむね五百メートル以内

<p>九 関係住民等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 事業計画地（産業廃棄物の処理施設の設置等を行おうとする土地をいう。以下この号において同じ。）及び事業計画地の敷地境界からおおむね二十メートル以内の土地所有者及び現に土地使用権原を有する者</p> <p>ロ 関係地域内に居住する者及び事務所、店舗等の代表者又は責任者</p> <p>ハ その他生活環境の保全上利害関係を有する者として規則で定める者</p> <p>（県の責務）</p> <p>第三条 県は、事業者、産業廃棄物処理業者、土地所有者等、市町その他の行政機関及び県民との緊密な連携を図りながら、産業廃棄物の適正な処理の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>2 県は、産業廃棄物の不適正な処理を防止するため、監視体制を整備するとともに、県民の協力を得るよう努めなければならない。</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第四条 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。</p> <p>2 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物の処理を委託する場合には、当該産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>フェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設</p> <p>ロ 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号の廃油処理施設を除く。）</p> <p>ハ 廃プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設</p> <p>ニ 産業廃棄物の焼却施設（イからハまでに該当するものを除く。）</p>	<p>事業計画地の敷地境界からおおむね百メートル以内</p>
	<p>九 前各号に掲げる産業廃棄物の処理施設以外の産業廃棄物の処理施設</p> <p>第二条の四 条例第二条第二項第九号ハの規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 産業廃棄物の処理に伴い生ずる排水（雨水及び従業員等の生活排水を除く。第十五条第二項第八号及び同条第三項第四号において同じ。）を放流する場合において、放流地点から下流方向へおおむね千メートル以内の河川、水路等の管理者（国及び地方公共団体の長が管理者である場合を除く。）、水利権者（慣行水利権を含む。）及び漁業権者</p> <p>二 産業廃棄物の処理施設の用に供する私道の敷地境界からおおむね二十メートル以内の土地所有者及び現に土地使用権原を有する者</p>	

<p>(産業廃棄物処理業者の責務)</p> <p>第五条 産業廃棄物処理業者は、事業者から産業廃棄物の処理の委託を受けた場合は、当該委託に係る産業廃棄物を適正に処理しなければならない。</p> <p>2 産業廃棄物処理業者は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(土地所有者等の責務)</p> <p>第六条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地（以下「所有地等」という。）において産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、その所有地等の適正な管理に努めなければならない。</p> <p>2 土地所有者等は、県が実施する産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>第二章 産業廃棄物の適正な処理の確保</p> <p>第一節 事業者等の義務</p> <p>(処分を委託する場合の確認等)</p> <p>第七条 事業者は、その事業活動に伴って生じる産業廃棄物の処分を産業廃棄物の処分を業とする者（法第十四条第六項又は同法第十四条の四第六項の規定による許可を受けた者に限る。以下「処分業者」という。）に委託しようとするときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物を処分するための能力を当該委託しようとする処分業者が現に有していることを確認するとともに、規則で定める事項を記録しておかなければならない。その確認をした日から一年を経過した日以後引き続き当該処分業者に委託しようとするときも同様とする。</p> <p>2 事業者は、処分を委託した産業廃棄物の不適正な処分が行われていることを知ったときは、当該処分業者への搬入の停止その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、規則で定めるところにより、当該不適正な処分の状況及び講じた措置の内容を知事に報告しなければならない。</p> <p>(産業廃棄物の保管場所に係る届出)</p> <p>第八条 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を当該産業廃棄物を生じた場所（工場等又は解体作業現場等をいう。）以外の場所（県の区域内に限る。）で自ら保管するときは、規則で定めるところにより、保管を開始する日までに、当該産業廃棄物の保管の用に供する場所（以下この条において「保管場所」という。）の区域ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>一 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 保管場所の所在地、面積並びに土地所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>	<p>第二章 産業廃棄物の適正な処理の確保</p> <p>第一節 事業者等の義務</p> <p>(確認及び記録事項等)</p> <p>第三条 条例第七条第一項の規定による確認は、次の各号のいずれかの方法により行うものとし、当該確認した事項の記録は五年間保存するものとする。</p> <p>一 自ら実地に調査し、及び確認すること。</p> <p>二 自らの責任において、実地に調査している者から聴取し、及び確認すること。</p> <p>三 条例第九条第一項第二号の優良認定処理業者が公開している情報により、自ら確認すること。</p> <p>2 条例第七条第一項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 確認の年月日</p> <p>二 確認の方法</p> <p>三 委託に係る産業廃棄物を処理する施設における処分の状況</p> <p>四 委託に係る産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の残存容量の有無</p> <p>五 委託に係る産業廃棄物の保管の状況</p> <p>第四条 条例第七条第二項の規定による報告は、不適正な処分が行われていることを知った後、遅滞なく、措置内容等報告書（第一号様式）により行うものとする。</p> <p>(産業廃棄物の保管場所に係る届出)</p> <p>第五条 条例第八条第一項の規定による届出は、産業廃棄物保管場所届出書（第二号様式）により行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 保管場所の付近の見取図</p> <p>二 保管場所の状況を明らかにする平面図及び立面図</p> <p>三 容器を用い、又は囲いに接して産業廃棄物を保管する場合は、その構造を明らかにする図面</p> <p>四 その他知事が必要と認める書類又は図面</p>
---	--

<p>三 産業廃棄物の種類及び数量</p> <p>四 産業廃棄物の保管の方法</p> <p>五 保管場所の使用開始予定年月日</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は、適用しない。</p> <p>一 保管場所の面積が規則で定める面積に満たないとき。</p> <p>二 産業廃棄物処理業者の事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において産業廃棄物の保管をするとき。</p> <p>三 産業廃棄物処理施設が設置されている工場等の敷地内で、当該産業廃棄物処理施設の処理に係る産業廃棄物を保管するとき。</p> <p>四 規則で定める一時的な保管をするとき。</p> <p>五 特別措置法第八条（特別措置法第十五条において準用する場合を含む。）に規定する届出に係る事業場内で当該届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管するとき。</p> <p>六 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第十七項に規定する関連事業者が、使用済自動車及び当該自動車の解体等により生じた廃棄物を保管するとき。</p> <p>七 法第十二条第三項及び第四項の規定による産業廃棄物の保管をし、又は法第十二条の二第三項及び第四項の規定による特別管理産業廃棄物の保管をするとき。</p> <p>八 法第十二条の七第一項の認定を受けた者が当該認定に係る産業廃棄物を保管するとき。</p> <p>3 第一項の規定による届出をした事業者は、同項第一号から第四号までに掲げる事項を変更したとき、又はその届出に係る保管場所の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>（県内搬入に係る届出）</p> <p>第九条 県外に所在する工場等を有する者又は県外に所在する解体作業現場等において産業廃棄物を生じさせる者（以下これらを「県外排出事業者」という。）は、当該工場等又は解体作業現場等において生じる産業廃棄物を県内で処分（処分業者に委託するものに限る。）するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとするときは、当該搬入する日の十五日前までに、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の種類、数量、処分方法及び期間その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 県外排出事業者が一の処分業者に委託する産業廃棄物の数量（当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。）が二百トン未満又は二百立方メートル未満の場合（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>二 県外排出事業者が一の優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の十一第二号又は同令第六条の十四第二号に掲げる者であって、その許可の有効期間（法第十四条第八項又は法第十四条の四第八項の許可の有効期間をいう。）において廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第九条の三第一号に規定する特定不利益処分を受けていない者に限る。）に委託する産業廃棄物の数量（当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。）が千トン未満又は千立方メートル未満の場合</p>	<p>（保管場所に係る届出の適用除外）</p> <p>第六条 条例第八条第二項第一号の規則で定める面積は、百平方メートルとする。</p> <p>2 条例第八条第二項第四号の規則で定める一時的な保管は、産業廃棄物の保管を開始した日から三日以内に保管場所に保管するすべての産業廃棄物を保管場所から搬出する場合とする。</p> <p>（保管場所の変更等に係る届出）</p> <p>第七条 条例第八条第三項の規定による届出は、産業廃棄物保管場所（変更・廃止）届出書（第三号様式）により行うものとする。</p> <p>2 前項の届出書には、第五条第二項各号に掲げる事項のうち、変更事項に係る書類又は図面を添付しなければならない。</p> <p>（県内搬入に係る届出）</p> <p>第八条 条例第九条第一項本文の規定による届出は、県外産業廃棄物搬入届出書（第四号様式）により行うものとする。</p> <p>2 条例第九条第一項本文の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 工場等又は解体作業現場等の名称及び所在地</p> <p>三 産業廃棄物処理業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>四 産業廃棄物の性状及びその発生工程の概要</p> <p>五 処分する施設の種類、処理能力及び設置の場所</p> <p>六 その他知事が必要と認める事項</p> <p>3 第一項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 産業廃棄物の性状を明らかにする書類</p> <p>二 排出事業者の事業の概要を記載した書類</p> <p>三 産業廃棄物の発生工程の概要図</p> <p>四 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し</p> <p>五 その他知事が必要と認める書類</p>
--	--

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二条の四第五号に規定する特定有害産業廃棄物のうち同号トに定める廃石綿等を除くものその他規則で定めるもの（以下「指定特別管理産業廃棄物」という。）を生じる県外排出事業者が、当該指定特別管理産業廃棄物を県内で処分（処分業者に委託するものに限る。）するため、自ら又は他人に委託して県内に搬入しようとするときは、当該搬入する日の二十日前までに、規則で定めるところにより、当該指定特別管理産業廃棄物の種類、数量、処分の方法、県内に搬入する理由及び期間その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、県外排出事業者が一の処分業者に委託する指定特別管理産業廃棄物の数量（当該委託に係る契約日以前一年間に委託した数量を含む。）が五十トン未満又は五十立方メートル未満の場合は、この限りでない。

（県内搬入に係る変更の届出）

第十条 前条第一項本文の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更しようとする日の十五日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第二項本文の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更しようとする日の二十日前までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

（指定特別管理産業廃棄物）

第九条 条例第九条第二項本文の規則で定めるものは、令第二条の四第六号から第十一号までに定める産業廃棄物をいう。

（指定特別管理産業廃棄物の県内搬入に係る届出）

第十条 条例第九条第二項本文の規定による届出は、県外指定特別管理産業廃棄物搬入届出書（第五号様式）により行うものとする。

2 条例第九条第二項本文の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 指定特別管理産業廃棄物を生じる工場等又は解体作業現場等の名称及び所在地
- 三 産業廃棄物処理業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 四 指定特別管理産業廃棄物の性状及びその発生工程の概要
- 五 処分する施設の種類、処理能力及び設置の場所
- 六 その他知事が必要と認める事項

3 第一項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 指定特別管理産業廃棄物の性状を明らかにする書類
- 二 排出事業者の事業の概要を記載した書類
- 三 指定特別管理産業廃棄物の発生工程の概要図
- 四 産業廃棄物処理業者との委託契約書の写し
- 五 その他知事が必要と認める書類

（県内搬入の変更に係る届出）

第十一条 条例第十条第一項本文の規定による届出は、県外産業廃棄物搬入変更届出書（第六号様式）により行うものとする。

2 前項の県外産業廃棄物搬入変更届出書には、第八条第三項各号に掲げる書類及び図面のうち、変更事項に係る書類又は図面を添付しなければならない。

3 条例第十条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 産業廃棄物の数量を減少する変更
- 二 処分の期間を短縮する変更

第十二条 条例第十条第二項本文の規定による届出は、県外指定特別管理産業廃棄物搬入変更届出書（第七号様式）により行うものとする。

2 前項の県外指定特別管理産業廃棄物搬入変更届出書には、第十条第三項各号に掲げる書類及び図面のうち、変更事項に係る書類又は図面を添付しなければならない。

3 条例第十条第二項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 指定特別管理産業廃棄物の数量を減少する変更
- 二 処分の期間を短縮する変更

(勧告及び公表)

第十一条 知事は、第九条第一項本文若しくは第二項本文又は前条第一項本文若しくは第二項本文の規定による届出があった場合において、当該届出に係る産業廃棄物の不適正な処分が県内において行われるおそれがあると認めるときは、当該届出に係る産業廃棄物の搬入に際して、当該届出をした県外排出事業者に必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 知事は、県外排出事業者が正当な理由なく前項の規定による勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容並びに当該県外排出事業者の氏名又は名称を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 知事は、県外排出事業者が第九条第一項本文若しくは第二項本文又は前条第一項本文若しくは第二項本文の規定による届出を行わないで搬入したときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該県外排出事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(指定特別管理産業廃棄物に係る報告等)

第十二条 知事は、第九条第二項本文の規定による届出又は第十条第二項本文の規定による変更の届出があったときは、速やかにその内容を当該指定特別管理産業廃棄物の処分を行おうとする場所の所在する市町長に通知するものとする。

2 知事は、第九条第二項本文の規定による届出又は第十条第二項本文の規定による変更の届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出の内容を公表するものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、第九条第二項本文の規定による届出又は第十条第二項本文の規定による変更の届出を行った県外排出事業者に対し、当該指定特別管理産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するために、報告を求めることができる。

4 知事は、前項の規定による報告があったときは、速やかにその内容を当該指定特別管理産業廃棄物の処分を行おうとする場所の所在する市町長に通知するものとする。

5 知事は、第三項の規定による報告があったときは、規則で定めるところにより、当該報告の内容を公表することができる。

6 知事は、県外排出事業者が第三項の規定による報告を行わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該県外排出事業者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等)

第十三条 対象解体工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第二条第三項第一号の解体工事（以下この条において単に「解体工事」という。）であって、同法第九条第一項の対象建設工事であるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の元請業者（同法第二条第十項の元請業者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、当該対象解体工事の発注者（同法第二条第十項の発注者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対し、規則で定めるところにより、当該対象解体工事を開始する日までに、当該対象解体工事に伴い生じる産業廃棄物の処理に関する事項について、書面を交付して説明するとともに、当該書面の写しを保存しなければならない。

2 対象解体工事の元請業者は、当該対象解体工事に伴い生じた産業廃棄物の最終処分が終了したときは、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物を適正に処理した旨を当該対象解体工事の発注者に書面を交付して報告するとともに、当該書面の写しを保存しなければならない。

(指定特別管理産業廃棄物に係る公表)

第十三条 条例第十二条第二項及び第五項の規定による公表は、三重県情報公開条例（平成十一年三重県条例第四十二号。以下「情報公開条例」という。）第七条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除くものとする。

2 前項の公表は、当該届出等に関する事務を所掌する地域防災総合事務所及び地域活性化局（以下「地域防災総合事務所等」という。）において、一般の閲覧に供するものとする。

(説明及び報告の方法等)

第十四条 条例第十三条第一項の規定による説明は、対象解体工事に伴い生じる産業廃棄物の種類ごとの数量、処分を行う事業者及び処分の場所、処分方法並びに処理に要する費用の額を記載した書面を交付することにより行うものとし、同項の規定による保存は、当該説明の日から五年間行うものとする。

2 条例第十三条第二項の規定による報告は、次の各号のいずれかの方法により行うものとし、同項の規定による保存は、当該報告の日から五年間行うものとする。

一 対象解体工事の元請業者が当該対象解体工事に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和

- 3 対象解体工事以外の解体工事の元請業者は、前二項の規定に準じて、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の処理について、当該解体工事の発注者に書面を交付して説明し、又は報告するよう努めるとともに、交付した書面の写しを保存するよう努めなければならない。
- 4 解体工事の発注者は、前三項の規定による元請業者からの説明及び報告のあったときは、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物の適正な処理の確認に努めなければならない。
- 5 解体工事の発注者は、当該解体工事に伴い生じる産業廃棄物が適正に処理されていないことを知ったときは、当該解体工事の元請業者に対し必要な措置の実施を請求するよう努めるとともに、速やかにその旨を知事に通報するよう努めるものとする。

(勧告及び公表)

第十四条 知事は、対象解体工事の元請業者が前条第一項又は第二項の規定に違反して、当該対象解体工事の発注者に説明若しくは報告をせず、若しくは虚偽の説明若しくは報告をし、又は交付した書面の写しを保存しなかったと認めるときは、当該元請業者に対し、同条第一項又は第二項の説明又は報告その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた対象解体工事の元請業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容並びに当該元請業者の氏名又は名称を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

## 第二節 土地所有者等の義務

(所有地等の使用方法等の確認)

第十五条 土地所有者等は、所有地等を他の者に使用させ、又は管理させる場合であつて、当該所有地等において産業廃棄物が搬入されることが予想されるときは、産業廃棄物の不適正な処理が行われないう、当該他の者(以下「借地人等」という。)にあらかじめその土地の使用方法を確認するとともに、その使用の状況を確認するよう努めなければならない。

(不適正な処理が行われた場合の措置)

第十六条 土地所有者等は、所有地等において借地人等により産業廃棄物の不適正な処理が行われたこ

四十五年法律第百三十七号。以下この号及び次号において「法」という。)第十二条の三第四項、同条第五項又は法第十二条の五第六項の規定により産業廃棄物管理票の写しの送付を受けた日(産業廃棄物管理票を複数交付しているときは、最後に写しの送付を受けた日)から十五日以内に当該産業廃棄物管理票の写しを提示し、適正に処理した旨を記載した書面を交付することにより行う方法

二 対象解体工事の元請業者が当該対象解体工事に係る法第十二条の五第五項の規定により通知を受けた日から十五日以内に当該通知を提示し、適正に処理した旨を記載した書面を交付することにより行う方法

三 対象解体工事に伴い生じた産業廃棄物の最終処分が終了した日から十五日以内に当該対象解体工事に伴い生じた産業廃棄物の種類ごとの数量、処分場所、処分方法及び最終処分終了年月日を記載した書面を交付(対象解体工事の元請業者が当該対象解体工事に伴い生じた産業廃棄物の最終処分を自ら行った場合に限る。)することにより行う方法



とを知ったときは、当該借地人等に対し当該不適正な処理の中止を請求するよう努めるとともに、速やかに不適正な処理が行われている旨を知事に通報するものとする。

(生活環境保全上の支障の除去等への協力)

第十七条 土地所有者等は、産業廃棄物の不適正な処理による周辺的生活環境保全上の支障の除去又は支障の発生の防止のために、法第十九条の五第一項の規定により処分者等が講ずる措置、法第十九条の六第一項の規定により排出事業者等が講ずる措置又は法第十九条の八第一項の規定により知事が講ずる措置に協力しなければならない。

(土地所有者等への指導)

第十八条 知事は、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、その拡大又は悪化のおそれがあると認めるときは、当該産業廃棄物の不適正な処理が行われている土地に係る土地所有者等に対し、不適正な処理の拡大又は悪化の防止のために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

### 第三節 産業廃棄物の処理施設の設置等に関する環境配慮

(産業廃棄物の処理施設の設置等に係る配慮等)

第十九条 産業廃棄物の処理施設の設置等を行おうとする者(以下「事業計画者」という。)は、その産業廃棄物の処理施設の設置等及び維持管理の方法について計画段階から関係住民等との合意形成を図るとともに、その産業廃棄物の処理施設の設置等及び維持管理に当たり関係地域の生活環境の保全について適正な配慮をしなければならない。

(合意形成手続)

第二十条 事業計画者は、次の各号に規定する場合は、あらかじめ、この節の規定による手続(以下「合意形成手続」という。)を実施し、第二十八条第一項の規定による通知を受けておかななければならない。

- 一 法第十四条第一項又は法第十四条の四第一項の規定による許可(積替え又は保管を行う場合のものに限り、更新に係るものを除く。)の申請を行おうとする場合
- 二 法第十四条第六項又は法第十四条の四第六項の規定による許可(更新に係るものを除く。)の申請を行おうとする場合
- 三 法第十四条の二第一項又は法第十四条の五第一項の規定による許可(収集又は運搬に係るものにあつては、積替え又は保管を行う場合のものに限る。)の申請を行おうとする場合
- 四 法第十四条の二第三項又は法第十四の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による届出に係る変更を行おうとする場合
- 五 法第十五条第一項の規定による許可の申請を行おうとする場合
- 六 法第十五条の二の六第一項の規定による許可の申請を行おうとする場合
- 七 法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第三項の規定による届出に係る軽微な変更を行おうとする場合

2 事業計画者が第二十八条第一項の規定による通知を受けた日から二年を経過した場合において前項各号の申請又は変更を行っていないときは、当該通知に係る合意形成手続は実施されていないものとみなし、当該通知は、その効力を失う。

### 第二節 産業廃棄物の処理施設の設置等に関する環境配慮

<p>(事業計画書の提出)</p> <p>第二十一条 事業計画者は、合意形成手続を行おうとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面（以下「事業計画書」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 産業廃棄物の処理施設の設置等の目的</p> <p>三 産業廃棄物の処理施設の設置等の場所</p> <p>四 産業廃棄物の処理施設の種類</p> <p>五 産業廃棄物の処理施設において処理する産業廃棄物の種類</p> <p>六 産業廃棄物の処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）</p> <p>七 産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画</p> <p>八 産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画</p> <p>九 事業計画書の内容（以下「事業計画」という。）を関係住民等に周知するための説明会（以下単に「説明会」という。）の開催の周知方法並びに事業計画書を公告及び縦覧する方法</p> <p>十 その他規則で定める事項</p>	<p>(事業計画書の提出方法等)</p> <p>第十五条 条例第二十一条第一項の規定による事業計画書の提出は、事業計画書（第八号様式）により行うものとする。</p> <p>2 前項の事業計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>一 産業廃棄物の処理施設及び事業の用に供する施設の配置図</p> <p>二 産業廃棄物の処理施設の構造及び処理能力（産業廃棄物の最終処分場（以下この項において単に「最終処分場」という。）にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）を明らかにする図面及び設計計算書</p> <p>三 最終処分場にある場合は、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類並びに災害防止のための計画及び埋立処分の計画を記載した書類</p> <p>四 最終処分場以外の産業廃棄物の処理施設にあっては、処理工程図及び処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類</p> <p>五 事業計画地の付近の見取図</p> <p>六 排水の経路図</p> <p>七 事業計画地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項に規定する地図又は同条第四項に規定する図面の写し</p> <p>八 関係地域に該当する地域（産業廃棄物の処理に伴い生ずる排水を放流する場合は、放流地点を含む。）を明らかにする図面</p> <p>九 その他知事が必要と認める書類及び図面</p> <p>3 条例第二十一条第一項第七号の産業廃棄物の処理施設の位置、構造等に関する計画に係る事項として事業計画書に記載すべきものは、次のとおりとする。</p> <p>一 産業廃棄物の処理施設の位置</p> <p>二 産業廃棄物の処理施設の処理方式</p> <p>三 産業廃棄物の処理施設の構造及び設備</p> <p>四 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）</p> <p>五 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値</p> <p>六 悪臭の発散並びに騒音及び振動の発生を防止するための措置</p> <p>七 その他産業廃棄物の処理施設の構造等に関する事項</p> <p>4 条例第二十一条第一項第八号の産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画に係る事項として事業計画書に記載すべきものは、次のとおりとする。</p> <p>一 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値</p> <p>二 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項</p> <p>三 その他産業廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項</p> <p>5 条例第二十一条第一項第十号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路</p> <p>二 産業廃棄物の処理施設を使用する日時</p> <p>三 産業廃棄物の処理施設の設置等に当たり行政庁の許可、認可、承認、行政庁に対する届出その他</p>
--	---

2 事業計画書には、当該産業廃棄物の処理施設を設置等することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（次項において「生活環境影響調査結果書」という。）を添付しなければならない。

3 知事は、事業計画書の提出があったときは、速やかに、当該事業計画書（生活環境影響調査結果書を含む。以下同じ。）の写しを関係地域を管轄する市町長に送付するものとする。

（事業計画書の公告及び縦覧）

第二十二条 事業計画者は、事業計画書の提出を行った後、規則で定めるところにより、事業計画書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、事業計画書の写しを第二十八条第一項の規定による通知を受けるまでの間、縦覧に供しなければならない。

これらに類するものを必要とする場合にあってはそれらの手続の状況

四 事業計画者の連絡先

五 その他知事が必要と認める事項

（事業計画書の公告の方法等）

第十六条 条例第二十二条第一項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 インターネット上に開設したホームページへの掲載

二 関係地域内の公共の場所における掲示

三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

四 その他知事が適当と認める方法

2 条例第二十二条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 事業計画者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種類、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類

三 事業計画書の写しの縦覧の場所及び時間

四 説明会の開催を予定する日時及び場所

五 関係住民等は、意見書を提出することができる旨及び提出期限、提出先その他の意見書の提出に必要な事項

六 事業計画者は、関係住民等から意見書の提出があったときは、見解書を作成し、縦覧に供する旨

七 関係住民等は、事業計画者が見解書の縦覧を開始したときは、再意見書を提出することができる旨

八 事業計画者は、関係住民等から再意見書の提出があったときは、再度見解書を作成し、縦覧に供する旨

九 第六号及び前号の縦覧の場所その他の縦覧に必要な事項並びに再意見書の提出期限その他の再意見書の提出に必要な事項を公告する方法

十 その他知事が必要と認める事項

（事業計画書の縦覧に供する場所）

第十七条 条例第二十二条第一項の規定により事業計画書の写しを縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

一 事業計画者の事務所

二 関係市町の庁舎その他の関係市町の施設

三 前二号に掲げるもののほか、事業計画者が利用できる適切な施設

2 事業計画者は、前項のいずれかの場所で縦覧に供するほか、事業計画書の写し及び事業計画の概要をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

2 知事は、前項の規定により事業計画者が縦覧を開始したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公表し、当該事業計画書の写しを第二十八条第一項の規定による通知を行うまでの間、一般の閲覧に供するものとする。

(説明会の開催等)

第二十三条 事業計画者は、前条第一項の縦覧を開始した日の翌日から起算して十四日を経過した日以後に、規則で定めるところにより、その関係地域の属する市町内において、説明会を開催しなければならない。

2 事業計画者は、前項の規定による説明会の開催後、規則で定めるところにより、その説明会の実施状況の概要を作成し、速やかに公告するとともに縦覧に供しなければならない。

(事業計画書の公表等)

第十八条 条例第二十二条第二項の規定による公表は、次の方法により行うものとする。

- 一 インターネット上の県が開設するホームページへの掲載
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認める方法

2 条例第二十二条第二項の規定により事業計画書の写しを一般の閲覧に供する場所は、関係地域を管轄する地域防災総合事務所等とする。

3 条例第二十二条第二項の規定により一般の閲覧に供された事業計画書の写しを閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、三重県の休日等を定める条例(平成元年三重県条例第二号)第一条第一項各号に掲げる日以外の日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間に、閲覧することができる。

4 閲覧者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 事業計画書の写しを指定された場所で閲覧し、当該場所から持ち出さないこと。
- 二 事業計画書の写しを汚損し、棄損し、又は紛失しないこと。

5 知事は、前項の規定に違反した者に対し、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(説明会の開催の方法等)

第十九条 条例第二十三条第一項の規定による説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に二以上の市町の区域が含まれる場合には、説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

2 事業計画者は、説明会に参加した者に対して、事業計画の概要を記載した書類及び図面を配布し、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるとともに、第十六条第二項第五号から第九号までに掲げる事項を説明するものとする。

(説明会実施概要に記載する事項等)

第二十条 条例第二十三条第二項の規定による説明会の実施状況の概要は、次に掲げる事項を記載するとともに、説明会で配布した書類及び図面を添付し作成するものとする。

- 一 事業計画者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種類、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類
- 三 説明会を開催した日時及び場所並びに参加人数
- 四 説明会における事業計画に対する意見及び質疑応答の要旨

2 条例第二十三条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項
- 二 説明会の実施状況の概要を縦覧する場所及び時間
- 三 第十六条第二項第五号から第九号までに掲げる事項

3 第十六条第一項及び第十七条の規定は、条例第二十三条第二項の規定による公告及び縦覧について準用する。この場合において、第十七条第一項中「条例第二十二条第一項の規定により事業計画書の写し」とあるのは「条例第二十三条第二項の規定により説明会の実施状況の概要」と、第十七条第二項中「事業計画書の写し及び事業計画の概要」とあるのは「説明会の実施状況の概要」と読み替えるものとする。

<p>(事業計画書についての意見書の提出)</p> <p>第二十四条 関係住民等は、第二十二条第一項の規定により事業計画者が事業計画書の公告を開始したときは、説明会（複数あるときは、その最後のもの）を開催した日の翌日から起算して三十日を経過する日までに、事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した意見書を事業計画者に提出することができる。</p>	<p>(意見書に記載する事項等)</p> <p>第二十一条 条例第二十四条の規定による意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに条例第二条第二項第九号イからハまでの別</li> <li>二 意見書に係る事業計画者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種類</li> <li>三 事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見</li> </ol> <p>2 前項第三号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。</p>
<p>(見解書の公告及び縦覧並びに再意見書の提出)</p> <p>第二十五条 事業計画者は、前条の意見書又は次項の再意見書の提出があつたときは、当該意見書又は再意見書に記載された意見及びこれについての事業計画者の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、規則で定めるところにより公告するとともに、第二十八条第一項の規定による通知を受けるまでの間、縦覧に供しなければならない。</p> <p>2 関係住民等は、前項の規定により事業計画者が見解書の縦覧を開始したときは、規則で定めるところにより、縦覧の開始の日の翌日から起算して三十日を経過する日までに、当該見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した再意見書を事業計画者に提出することができる。</p>	<p>(見解書の公告する事項)</p> <p>第二十二条 条例第二十五条第一項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 事業計画者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</li> <li>二 事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種類、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類</li> <li>三 見解書の縦覧の場所及び時間</li> <li>四 関係住民等は再意見書を提出することができる旨及び提出期限、提出先その他の再意見書の提出に必要な事項</li> <li>五 事業計画者は、関係住民等から再意見書の提出があつたときは、再度見解書を作成し、縦覧に供する旨</li> <li>六 前号の縦覧の場所その他の縦覧に必要な事項を公告する方法</li> <li>七 その他知事が必要と認める事項</li> </ol> <p>2 第十六条第一項及び第十七条の規定は、条例第二十五条第一項の規定による公告及び縦覧について準用する。この場合において、第十七条第一項中「条例第二十二条第一項の規定により事業計画書の写し」とあるのは「条例第二十五条第一項の規定により見解書」と、第十七条第二項中「事業計画書の写し及び事業計画の概要」とあるのは「見解書」と読み替えるものとする。</p> <p>3 前条の規定は、条例第二十五条第二項の規定による再意見書の提出について準用する。この場合において、前条第一項中「意見書」とあるのは「再意見書」と、「事業計画書」とあるのは「見解書」と読み替えるものとする。</p>
<p>(合意形成手続終了の報告)</p> <p>第二十六条 事業計画者は、第二十一条から前条までの規定による手続の実施により関係住民等との合意形成が図られたと判断したときは、その旨の書面（以下「合意形成手続終了報告書」という。）を規則で定めるところにより知事に提出することができる。</p> <p>2 知事は、合意形成手続終了報告書の提出があつたときは、速やかにその写しを関係地域を管轄する</p>	<p>(合意形成手続終了の報告方法)</p> <p>第二十三条 条例第二十六条第一項の規定による合意形成手続終了報告書の提出は、合意形成手続終了報告書（第九号様式）により行うものとする。</p> <p>2 前項の合意形成手続終了報告書には、次に掲げる書面又は図面を添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 条例第二十三条第二項の規定に基づき縦覧に供した説明会の実施状況の概要の写し</li> <li>二 関係住民等から提出された意見書の写し及び当該意見書に対する見解書の写し（再意見書の提出がある場合には、当該再意見書の写し及び当該再意見書に対する見解書の写し）</li> <li>三 条例第二十九条第三項の規定による届出をした場合においては、当該届出に係る変更後の事業計画書</li> <li>四 その他知事が必要と認める書類</li> </ol> <p>3 第十八条の規定は、条例第二十六条第二項の規定による公表及び閲覧について準用する。この場合</p>

市町長に送付するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表し、当該合意形成手続終了報告書の写しを第二十八条第一項の規定による通知を行うまでの間、一般の閲覧に供するものとする。

(関係行政機関の長への照会等)

第二十七条 知事は、合意形成手続終了報告書の提出があったときは、当該合意形成手続終了報告書に係る産業廃棄物の処理施設の設置等に関し関係法令等を所掌している行政機関の長（以下この条及び次条において「関係行政機関の長」という。）に、事業計画書及び合意形成手続終了報告書の内容と関係法令等との適合性について照会するものとする。

2 知事は、前項の規定による照会の結果を踏まえ、事業計画書及び合意形成手続終了報告書の内容と関係法令等との適合性について、事業計画者と関係行政機関の長との協議又は調整が必要と認めるときは、当該事業計画者に対し、その旨を通知するものとする。

3 事業計画者は、前項の規定による通知があったときは、関係行政機関の長と協議又は調整を行い、規則で定めるところにより、その結果を知事に報告しなければならない。

4 知事は、事業計画者から前項の規定による報告があったときは、速やかに、関係行政機関の長に当該報告の内容と関係法令等との適合性について確認するものとする。

(手続終了等の通知)

第二十八条 知事は、合意形成手続終了報告書の提出があったとき（前条第二項の規定による通知をしたときは、同条第四項の規定による確認をしたとき）は、事業計画書及び合意形成手続終了報告書その他の書面に基づき、関係地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされ、関係住民等との合意形成が図られているかを審査し、次の各号のいずれにも該当しないときは、合意形成手続が終了した旨を事業計画者及び関係行政機関の長に通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

一 第二十一条から前条までに規定する手続に関する事業計画者の取組が不十分であると認めるとき。

二 関係地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされていないと認めるとき。

2 知事は、前項第一号に該当するときは、事業計画者に対し、その旨を通知するとともに、第二十一条から前条までに規定する手続のうち再度実施する必要があると認められる手続の実施を求めるものとする。

3 知事は、第一項第二号に該当するときは、事業計画者に対し、その旨を通知するものとする。

4 知事は、前三項の規定による通知を行おうとするときは、必要に応じて生活環境の保全に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(事業計画書の変更の届出等)

第二十九条 事業計画者は、その事業計画の全部又は一部を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、変更事業計画書を知事に提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

において、第十八条第二項中「条例第二十二條第二項の規定により事業計画書の写し」とあるのは「条例第二十六條第二項の規定により合意形成手続終了報告書の写し」と、第十八条第三項中「条例第二十二條第二項の規定により一般の閲覧に供された事業計画書の写し」とあるのは「条例第二十六條第二項の規定により一般の閲覧に供された合意形成手続終了報告書の写し」と、第十八条第四項第一号及び第二号中「事業計画書の写し」とあるのは「合意形成手続終了報告書の写し」と読み替えるものとする。

(関係行政機関の長との協議又は調整の結果の報告の方法)

第二十四条 条例第二十七條第三項の規定による報告は、協議調整済報告書（第十号様式）により行うものとする。

(準用)

第二十五条 第十八條第一項の規定は、条例第二十八條第一項の規定による公表について準用する。

(事業計画書の変更の届出等)

第二十六条 条例第二十九條第一項本文の規定による変更事業計画書の提出は、変更事業計画書（第十一号様式）により、第十五條第二項各号に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

2 条例第二十九條第一項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

<p>2 第二十一条第二項及び第三項並びに第二十二条から前条までの規定は、前項本文の変更について準用する。この場合において、「事業計画書」とあるのは、「変更事業計画書」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第一項ただし書の軽微な変更をした事業計画者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出るとともに、関係住民等にその内容の周知を図るものとする。</p> <p>4 知事は、前項の規定による軽微な変更の届出があったときは、速やかにその写しを関係地域を管轄する市町長に送付するものとする。</p> <p>(事業計画書の廃止の届出等)</p> <p>第三十条 事業計画者は、事業計画の全てを廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出るものとする。</p> <p>2 事業計画者は、前項の規定による届出を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。ただし、当該事業計画者が第二十二条第一項の規定による公告を開始する日までに、前項の規定による届出を行ったときは、この限りでない。</p> <p>(許可の取扱い)</p> <p>第三十一条 知事は、産業廃棄物の処理施設の設置等について、事業計画者が第二十八条第一項の規定による通知を受ける前に第二十条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる許可の申請を行ったときは、法第七条第五項第四号トに該当するものと判断することができる。</p> <p>2 知事は、産業廃棄物の処理施設の設置等について、事業計画者が第二十八条第一項の規定による通知を受ける前に第二十条第一項第五号又は第六号に掲げる許可の申請を行ったときは、法第十五条の二第一項第二号（法第十五条の二の六第二項の規定により準用する場合を含む。）に適合していないものと判断することができる。</p> <p>(勧告及び公表)</p> <p>第三十二条 知事は、事業計画者が正当な理由なくこの節に規定する手続の全部若しくは一部を行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったと認めるときは、当該事業計画者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた事業計画者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容並びに事業計画者の氏名又は名称を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>(指導及び助言)</p> <p>第三十三条 知事は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、この節に規定する手続に関し、事業計画者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。</p>	<p>一 条例第二十一条第一項第一号に掲げる事項の変更</p> <p>二 第十五条第五項第三号又は第四号に掲げる事項の変更</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、生活環境への負荷を増大させることとならないと知事が認める変更</p> <p>3 条例第二十九条第三項の規定による届出は、事業計画変更届出書（第十二号様式）により、前項各号に掲げる変更の内容を明らかにした書類を添付して行うものとする。</p> <p>(事業計画書の廃止の届出等)</p> <p>第二十七条 条例第三十条第一項の規定による届出は、事業計画廃止届出書（第十三号様式）により行うものとする。</p> <p>2 第十六条第一項の規定は、条例第三十条第二項本文の規定による公告について準用する。</p>
---	---

(適用除外)

第三十四条 次に掲げる施設の設置等については、この節の規定は、適用しない。

- 一 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第三条第一項の規定による許可若しくは同条第二項の規定による届出に係る施設又は公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許を受けて埋立てをする場所に設置する施設
- 二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車に搭載され、又はけん引される等自ら移動する施設
- 三 国、地方公共団体若しくは法第十五条の五第一項に規定する廃棄物処理センターが設置する施設又は既設の施設であって公共事業によりその構造、位置等を変更等するもの

2 知事は、規則で定めるところにより、その設置等により生活環境の保全上支障が生じるおそれがないと認められる産業廃棄物の処理施設について、その申請により、認定することができる。

3 前項の規定により認定された産業廃棄物の処理施設の設置等については、第二十条から第二十八条までの規定は、適用しない。

第四節 産業廃棄物の処理状況等の透明化

(産業廃棄物の処理状況の報告等)

第三十五条 産業廃棄物処理業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項について、知事に報告しなければならない。

- 一 産業廃棄物処理業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 当該報告に係る産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号及び事業の範囲
- 三 産業廃棄物の収集、運搬又は処分を委託した者の氏名（法人にあつては、その名称）
- 四 処理した産業廃棄物を排出した工場等又は解体作業現場等の所在地
- 五 処理した産業廃棄物の種類及び数量
- 六 その他規則で定める事項

(適用除外)

第二十八条 条例第三十四条第二項の規定による申請は、適用除外認定申請書（第十四号様式）により、第十五条第二項各号に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。

2 知事は、条例第三十四条第二項の規定による生活環境の保全上支障が生じるおそれがないと認められる産業廃棄物の処理施設として認定をしたときは、事業計画者に対し、その旨を通知するものとする。

第三節 産業廃棄物の処理状況等の透明化

(産業廃棄物の処理状況の報告方法等)

第二十九条 条例第三十五条第一項の規定による報告は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物の処理の状況に関し、次に掲げる区分に応じた報告書により行うものとする。

- 一 産業廃棄物の収集又は運搬の状況 産業廃棄物収集又は運搬状況報告書（第十五号様式）
- 二 産業廃棄物の処分の状況 産業廃棄物処分状況報告書（第十六号様式）

2 条例第三十五条第一項第六号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 産業廃棄物の収集又は運搬の状況
  - イ 産業廃棄物の運搬先の処分業者の氏名（法人にあつてはその名称）及び産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号
  - ロ 当該産業廃棄物に係る処分を行う場所の所在地
  - ハ 当該産業廃棄物の処分の方法
  - ニ その他知事が必要と認める事項
- 二 産業廃棄物の処分の状況
  - イ 事業の用に供する産業廃棄物を処理する施設の状況
  - ロ 収集又は運搬を行った者の氏名（法人にあつてはその名称）及び産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号
  - ハ 当該産業廃棄物の処分の方法



<p>2 知事は、前項の規定による報告があったときは、規則で定めるところにより、当該報告の内容を公表するものとする。</p> <p>3 知事は、産業廃棄物処理業者が第一項の規定による報告をしないときは、当該産業廃棄物処理業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可番号及び事業の範囲について、公表することができる。</p> <p>（行政処分等の公表）</p> <p>第三十六条 知事は、法第十二条の六第三項、法第十四条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、法第十四条の三の二第一項若しくは第二項（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、法第十五条の二の七、法第十五条の三、法第十九条の三第二号（法第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）、法第十九条の五第一項（法第十七条の二第三項及び法第十九条の十第二項において準用する場合を含む。）、法第十九条の六第一項、法第十九条の十一第一項又は特別措置法第十二条第一項（特別措置法第十五条において準用する場合を含む。）の規定による処分をしたときは、当該処分内容及び次に掲げる事項を公表するものとする。</p> <p>一 当該処分を受けた者の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 その他規則で定める事項</p> <p>2 知事は、前項の処分（法第十四条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、法第十四条の三の二第一項及び第二項（法第十四条の六において準用する場合を含む。）並びに法第十五条の三の規定によるものを除く。）を受けた者から、当該処分に係る改善措置等の報告があったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>第三章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理</p> <p>（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失時の措置等）</p> <p>第三十七条 事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を県内で保管する事業者（以下「保管事業者」という。）は、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物を紛失したときは、直ちに紛失の状況について調査するとともに、紛失したポリ塩化ビフェニル廃棄物を回収する措置を講じなければならない。</p> <p>（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の事故時の措置等）</p> <p>第三十八条 保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する施設の故障、破損その他の事故が発生し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、速やかに復旧するよう努めなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、保管事業者は、直ちにその事故の状況を知事に通報しなければならない。</p>	<p>ニ その他知事が必要と認める事項</p> <p>（報告された処理状況の公表事項等）</p> <p>第三十条 条例第三十五条第二項の規定による公表は、情報公開条例第七条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除くものとする。</p> <p>2 前項の公表は、報告者の事務所又は事業場の所在地を所管する三重県環境生活部又は地域防災総合事務所等において、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>（行政処分等の公表）</p> <p>第三十一条 条例第三十六条第一項第二号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該処分に至った理由</p> <p>二 当該処分を受けた者が産業廃棄物処理業者である場合にあっては、その許可の内容</p> <p>第三章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な管理</p>
---	---

<p>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失時等の届出等)</p> <p>第三十九条 保管事業者は、前二条の規定に該当するときは、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失又は事故の再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <p>一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失の状況又は事故時の応急の措置の状況</p> <p>二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失又は事故の再発防止のための必要な措置</p> <p>三 その他規則で定める事項</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出の内容を公表することができる。</p> <p>3 知事は、第一項の規定による届出があったときは、遅滞なく紛失又は事故の発生した場所の所在する市町長に通知しなければならない。</p> <p>第四章 雑則</p> <p>(産業廃棄物の適正処理に係る意見の聴取)</p> <p>第四十条 知事は、法第十九条の五、法第十九条の六又は法第十九条の八の規定による措置を講じ、又は講ずることを命じる場合においては、あらかじめ、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。</p> <p>(報告及び検査等)</p> <p>第四十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者、県外排出事業者若しくは保管事業者に対し、産業廃棄物の保管若しくは処理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業者、産業廃棄物処理業者、県外排出事業者若しくは保管事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第四十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第五章 罰則</p> <p>第四十三条 第三十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第八条第一項の規定による届出をしなかった者</p>	<p>(ポリ塩化ビフェニル廃棄物紛失時等の届出等)</p> <p>第三十二条 条例第三十九条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる届出書により行うものとする。</p> <p>一 保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の紛失が判明したとき ポリ塩化ビフェニル廃棄物紛失届出書（第十七号様式）</p> <p>二 保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物の破損、ポリ塩化ビフェニルの環境への飛散及び流出等の事故が発生したとき ポリ塩化ビフェニル廃棄物事故届出書（第十八号様式）</p> <p>2 条例第三十九条第一項第三号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>二 紛失又は事故に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業場の名称及び所在地</p> <p>三 紛失又は事故に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類等</p> <p>四 紛失が判明した日又は事故が発生した日時</p> <p>五 その他知事が必要と認める事項</p> <p>第四章 雑則</p> <p>(証明書の様式)</p> <p>第三十三条 条例第四十一条第二項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第十九号様式）とする。</p> <p>(補則)</p> <p>第三十四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p>
--	---

<p>二 第三十五条第一項の規定による報告について、虚偽の報告をした者</p> <p>三 第四十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>第四十五条 第八条第三項の規定による届出をしなかった者は、科料に処する。</p> <p>第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十三条又は第四十四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</p> <p>附 則（令和二年三月二十四日三重県条例第二十二号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第八条第二項の改正規定、第九条第二項の改正規定（「同号へ」を「同号ト」に改める部分に限る。）並びに第十九条の改正規定及び同条を第三十六条とする改正規定（「第十九条」を「第三十六条」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の日前に締結された契約に係る解体工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第二条第三項第一号の解体工事をいう。）については、この条例による改正後の三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（次項において「新条例」という。）第十三条及び第十四条の規定は、適用しない。</p> <p>3 この条例の施行の際産業廃棄物の処理施設の設置等について規則で定める手続を既に開始している場合において、当該手続を終了したと認められるときは、当該産業廃棄物の処理施設の設置等について新条例第二章第三節の規定は、適用しない。</p>	<p>附 則（令和二年七月十日三重県規則第六十一号抄）</p> <p>1 この規則は、令和二年十月一日から施行する。ただし、第六条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の一部を改正する条例（令和二年条例第二十二号）附則第三項の規則で定める手続は、三重県産業廃棄物処理指導要綱（平成十年六月五日付け三重県公報第九百六十四号公告）第八条、第九条第二項から第四項まで及び第十条から第十六条までの規定による手続とする。</p>
--	--